

○東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物広域ごみ処理施設
緊急対策基金条例

〔 令和3年3月8日
 条例第3号 〕

(設置)

第1条 東総地区広域市町村圏事務組合が一般廃棄物ごみ処理施設を設置する銚子市野尻町地区（銚子市野尻町、小船木町、塚本町、忍町、長山町、小長町、高田町、芦崎町、岡野台町、三門町、中島町、正明寺町、船木町、猿田町、白石町及び茶畑町の区域をいう。）において、農作物等に対する風評被害が発生した場合、調査その他の初動対応経費として東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物広域ごみ処理施設緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎会計年度基金として積み立てる額は、当該年度の歳出予算で定める額（基金の運用から生ずる収益を含む。）とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は、第1条の趣旨に沿った経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。